

鳥取県告示第749号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社のんたん	のんたんデイサービス	鳥取市気高町浜村41-10	平成22年12月20日	通所介護
株式会社くれよん	くれよんデイサービス	鳥取市松並町二丁目538-1	〃	〃